

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

公表日

令和7年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	1 賦課決定 地方税法(第三章第一節(市町村民税)及び第二章第一節(道府県民税))に基づき、その年の1月1日に岡崎市に居住する者に対して、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税(以下、「個人住民税」という。)であり、所得税申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書、市民税・県民税申告書(以下、「住民税申告書」という。)等の課税資料を基に、個人住民税を計算し賦課決定する。 2 賦課、徴収 (1) 個人住民税には大きく分けて、所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割があり、また、市区町村が課すことのできる市区町村民税(以下、「市民税」という。)と、都道府県が課することのできる都道府県民税(以下、「県民税」という。)が存在する。 (2) 市民税及び県民税においては、それぞれにおいて所得割、均等割の賦課額が決定する。 (3) これらは、税制改正により必要に応じて見直しが行われている。 (4) 県民税の賦課徴収については、地方税法第41条により「当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うもの」とされていることから、市民税と併せて一括して賦課徴収を実施するものである。 (5) 口座振替を希望する者の口座を登録し、対象金融機関に振替を依頼する。 (6) 過誤納があった者には、還付・充当通知を送付し、還付の場合は振込先口座等の情報を登録し、還付処理を行う。 (7) 納期限を超過して課税額の納付がない者に対して督促状を送付する。 (8) 督促後、納付がない者の財産を調査し、滞納処分を行う。 (9) 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条により、国が課す森林環境税を個人住民税の均等割と併せて一括して賦課徴収している。 3 特定個人情報ファイル 本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 (1) 課税対象者情報の準備(地方税法第294条、第318条) (2) 納税者、特別徴収事業者からの、各種申告資料の受領(地方税法第317条の2等) (3) 個人住民税の賦課決定に際し、非課税要件(障害者控除関係情報・生活保護に関する情報等)の確認 (4) 他市区町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認 (5) 課税標準額の算出、住民税額の決定、通知書の送付(地方税法第313条等) (6) 個人住民税の減免審査に際し、生活保護に関する情報の確認(地方税法第323条) (7) 法令等に規定された業務及び機関に対する課税関係情報の提供及び移転 (8) 過誤納還付処理における、公金受取口座の照会および登録
③システムの名称	1. 個人住民税システム 2. 収納システム 3. 滞納システム 4. 中間サーバコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 5. 中間サーバ 6. 審査システム(eLTAX) 7. 国税連携システム(eLTAX) 8. 住民基本台帳ネットワークシステム 9. 宛名管理システム 10. 課税資料イメージ管理システム 11. 申告書作成システム 12. 確定申告書管理システム 13. データ連携基盤(庁内連携システム) 14. 住民記録システム(既存住民基本台帳システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
1 課税情報ファイル 2 収納情報ファイル 3 滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表24の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173の項 【2_地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報】
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部市民税課、納税課
②所属長の役職名	市民税課長、納税課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市財務部市民税課(0564-23-7223)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市財務部市民税課(0564-23-7223)、納税課(0564-23-6123)
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び全項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で係長(上長)の最終確認を経ることとしている。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・ 人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・ 特定個人情報を受け渡す際(USB メモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・ マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ 廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	1 賦課決定略 2 賦課、徴収 (1)～(8)略 3 特定個人情報ファイル (1)～(7)略	1 賦課決定略 2 賦課、徴収 (1)～(8)略 (9) 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条により、国が課す森林環境税を、個人住民税の均等割と併せて一括して賦課徴収している。 3 特定個人情報ファイル (1)～(7)略 (8) 過誤納還付処理における、公金受取口座の照会および登録	事後	データテーブルの認識に誤りがあり使用する関係情報を整理した。
令和7年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下、「番号利用法」という。） ・第9条（利用範囲） ・別表第1第16項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表24の項	事後	法改正に伴う変更
令和7年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2における第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務の名称）に地方税法が含まれる項（27の項） 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2における第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 （1,2,3,4,6,8, 9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38, 39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67, 70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113, 114,115,116,117,120,121の項）	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173の項 【2_地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報】	事後	法改正に伴う変更
令和7年1月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市財務部市民税課	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市財務部市民税課(0564-23-7223)	事後	電話番号の追加
令和7年1月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	日付の修正
令和7年1月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	日付の修正
令和7年1月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	新規項目として追加
令和7年1月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	—	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で係長（上長）の最終確認を経ることとしている。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば以下のような対策を講じている。 ・ 人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・ 特定個人情報を受け渡す際（USB メモリを使用する場合を含む。）は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・ マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等）に保管することを徹底する。 ・ 廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	新規項目として追加